

#### 改正動物愛護法を実行する地域行政の刊行物

横浜市企画局政策部調査課編集発行「調査季報145号2001年3月」「特集都市生活と動物」(A4サイズ本文56頁) 目次の抜粋・人と動物の関係を考える・都市生活とペット/横浜市の動物関係行政/地域猫の誕生/「あなた」と「猫」と「世の中」と/集合住宅とペット飼育・そのほか、動物園、学校飼育動物、食肉文化、動物介在活動など・入手のお申し込みは、横浜市刊行物サービスコーナー(有料)045-671-3883・内容への御感想は、横浜市企画局政策部調査課 045-671-2029 横浜市金沢保健所衛生課発行のA4サイズ本文4頁のパンフレット・「人と猫がなかよく暮らすために」(神奈川捨猫防止会のイラストで図解)「猫の飼い主さん」「ホームレス猫のお世話」「地域のみなさま」など・区内の保健所などで配布。(無料)

#### 手を取り合おう 動物たちのために!

動物サミット2001 in NAGOYA・7月21(土)~23(月)・主催/動物の命を救う会TAPS・場所/名古屋市中心企業振興会館吹上ホール(地下鉄吹上駅歩5分)・問い合わせ先Fax.0596-25-5067・「この子達を救いたい」写真パネル展ほか全国の動物保護団体が出展(入場無料)・シンポジウム「動物と環境を守るために」(要予約)・ベジタリアンパーティー(要予約)・後援/中日新聞、三重県教育委員会、三重県獣医師会、名古屋市獣医師会他  
<http://www.taps.gr.jp/home.html>

#### 東京都が飼い主のいない猫との共生モデルプランを開始。

都は小さな単位の町内会をモデルに指定し、「猫を排除するのではなく、これを地域の問題としてとらえ、1.猫も命あるものだという考え方で、2.その地域にお住まいの皆さんの合意のもとに、3.地域で猫を適正に管理しながら共生していく、」などの対策を開始した。ペットを単なる愛玩動物としてではなく、一生涯の伴侶として飼い続けるための繁殖制限や、未去勢未避妊ねこの外出飼対策など、町内のボランティアが主体になり実行していた「地域ねこ対策」を都と該当の区が奨励し、地域で活動を展開する。命あり人に保護管理される立場の愛護動物の「虐待」という定義には、飼い主の飼養責務も問われている。(注1)

愛護動物を捨てる犯罪には、罰金30万円。

愛護動物を殺傷する犯罪は、懲役1年か罰金100万円。

愛護動物に給餌給水を怠り衰弱させるなどの虐待犯罪は、罰金30万円。(注1)

動物取扱業の責務違反は、各ペット条例でも随時規則中。

#### 新聞記事既報

2001年5月9日京都市の観光地嵐山で、観光客の近くまでツキノワグマが接近し、遠足の児童なども避難する事態をうけて、京都府は生息数の少ない動物ではあるが射殺が唯一の方法であった、とした。殺す以外の対処を求める多数の要望に、「今後は生かす方向での対策も検討する」ともしているが、現場検証を専門的な者は行っていない。鳥獣管理者や野生動物専門家が検証や分析を行う再発防止に係わる適切な行政措置は、全国各地の同様の事態にも行われていない。(5.11.~12.京都新聞、読売新聞、朝日新聞ほか)

読売新聞は「ペットに関する本社世論調査」結果を発表した。(4.12.掲載)動物好きのペットブームの中でペットの飼い主マナーへの問題も提起している。(読売新聞世論調査部より属性別データ提供可能。取扱規定あり。03-3217-8227)

国際自然保護連合は、本来の自然環境から別の場所に移ることで、環境に悪影響を与える動植物100種を指定した。貿易の拡大などで種が移動し、生態系の生物多様性が損なわれていることを警告。本来生息している生態系では環境と調和している動植物が、全く別の環境では他の動植物に猛威をふるう環境破壊が進んでいるのに問題意識がない、などとしている。(2001.5.14.朝日新聞)

和歌山県のタイワンザル交雑種殺処分計画経過 平成12年10月(朝日・讀賣エリア版より) 和歌山県がサルの捕獲殺処分を計画。和歌山市と隣接する海南市の境界附近、約14平方キロの山中。1954年頃まであった民間の和歌山自然動物園が閉園した際の20~30匹のタイワンザルが野生化し、在来種のニホンザルと交雑繁殖。和歌山県サル保護管理計画対策検討会を設置し協議。現在約200匹のうち6割以上の交雑種とタイワンザルを捕獲殺処分する計画。県自然環境保全審議会で諮問などの後正式に実行を決定。在来種のニホンザルだけを残す方針。【進展経過】平成13年4月(朝日新聞より)日本霊長類学会は、和歌山県に対し、タイワンザルや混血ザルを捕獲して安楽死させることを求める要望書を提出した。固有種ニホンザルの存続を脅かすことが理由とされている。同5.14.(朝日新聞)タイワンザルとニホンザルの交雑種問題の解決策として県が示した「交雑種全頭捕獲致死処分」案は多数の抗議件数などにより中断している。

【ご意見や殺処分に異論をとる和歌山県宛のサンプルレターは次のサイトから】

[http://nyanko.circle.ne.jp/awn\\_aniseq\\_top.html](http://nyanko.circle.ne.jp/awn_aniseq_top.html)

ペットフードの品質の安全性 農水省が犬およびねこ用のペットフードの品質の安全性に関するガイドラインの作成を検討する方針を明らかにしたことは既報(00.11.6.毎日新聞)の通り。平成13年4月16日、北海道新聞で報じられたペットの缶詰め事情では、「市販されているネコ用マグロ缶の一部に、複数の金属元素が高い濃度で含まれていることが、日本獣医畜産大研究チームの分析で判明。缶の内側のコーティング材から溶けだしたり、製造工程で混入した可能性が強いという。これまでに判明したのは毒性がないとされる元素だが、研究チームは、有害元素が含まれている可能性もあるとして、分析を続けている。」などとし、「人は食品衛生法で守られるが、ペットフードには法的規制がない」ともしている。

犬の飼い主が飼い犬を刺し殺す 秋田魁新報(01.2.14.)が「女性にかみついて怪我をさせた犬の飼い主が責任を感じ、立ち木に飼い犬を吊るし包丁で刺し殺した。」と報道したことを受けて、動物との共生を考える連絡会(事務局東京)は、秋田県に対する動物愛護施策の実行を要請。

改正動物愛護法をザルで使うか、ドンブリにできるか??

改正動物愛護法の政令制定時に【動物の繁殖を行う業者は、飼養を受ける機会を与えることができない動物を増やさないために、繁殖制限を行うべきである。】とする国民の意見に対し、旧・総理府からは、【法で対応】が可能な意見とし、【犬及びねこの繁殖制限については、法第20条第1項の規定があり、業者についても本規定は適用されるものである。】と答えている。(平成12年6月旧総理府がホームページ上でも公開したパブリックコメント結果より)法第20条第1項は次の通り。【(犬又はねこの繁殖制限)犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。】

今後各地域行政等のペット条例制定計画に際して、法の精神の一例を示したものとされる。また、飼養のための設備等を有し、継続反復して生産販売を行う者を取扱業とし、その施設規模の大小に係わる規定は規則されていない。譲渡を目的に継続反復する繁殖生産行為者も業者として規則されるが、犬及びねこを扱い、且つ適正な終生飼養が困難な際には、飼い主責務と同様繁殖制限に努めることになる。

[http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/neko\\_horitu\\_10.html](http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/neko_horitu_10.html)

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。

このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡/返信先Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係

マスコミやジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミやジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

ファックス  
 不要チェック  BOX

ファックス番号  
 変更チェック  BOX

貴団体名

ファックス番号